

## 函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業取扱要領

函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業については、実施要綱に定めるもののほか、この取扱要領により行うものとする。

### 1 事前相談の実施

- (1) 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望するひとり親家庭の親または児童からの相談に応じるとともに支給要件について把握しておくこと。
- (2) 当該ひとり親家庭の親の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の親の職業経験、技能、資格取得等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。
- (3) 当該ひとり親家庭の児童の就学、資格取得、就職の展望を聴取するとともに、当該ひとり親家庭の児童の就学経験、技能、取得資格等を的確に把握し、高卒認定試験に合格することにより、ひとり親家庭の児童の自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするなど、受講の必要性について十分把握すること。
- (4) 高卒認定試験が毎年8月と11月に行われることを当該ひとり親家庭の親または児童に伝え、受講開始時期や受験する時期等について計画を持って取組むことができるようにすること。
- (5) 試験合格までには、様々な課題が生じてくることも想定されることから、受講開始から受験後までの間に必要な生活支援、就業支援、各種雇用関係助成金等メニューを適切に組み合わせて支援できるよう、母子・父子自立支援相談員や母子家庭等就業・自立支援センターにより、ひとり親家庭に対して、寄り添い型の支援を行うことを提案すること。
- (6) 函館市が学習支援ボランティア事業を実施している場合には、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を効果的なものとするため、本事業の実施とともに学習支援ボランティア事業において学習の進め方や助言を受けるよう提案すること。
- (7) 当該ひとり親家庭の親または児童が受講開始時に入学金や受講料を支払うこ

とが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金の技能習得資金等を紹介すること。

- (8) 支援対象者が高卒認定試験の全科目に合格することなく受講修了日から起算して2年を経過し、本事業の合格時給付金の支給対象となり得ない場合であっても、引き続き高卒認定試験を受験することによって、高卒認定試験の合格者になることは可能であり、ひとり親家庭の自立に資するものの一手段である旨、支援対象者に伝えること。

## 2 対象講座の審査にかかる留意事項

- (1) 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が、当該ひとり親家庭の親または児童が高卒認定試験に合格するために適当であるかも含め審査を行うこと。

また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。

- (2) 本給付金の支給を受けようとする者が、過去に高卒認定試験を受け一部の試験科目に合格しているなど高卒認定試験の試験科目の免除を受けられる場合には、必要最小限の科目についての受講となるように助言するなど適切な支援を行うものとする。

## 3 函館市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書（以下、「対象講座指定申請書」という。）の審査にかかる留意事項

- (1) 原則として、過去に本給付金を受給したことがある者については支給しないものであることから、対象講座指定申請書に記載された過去の受給の有無を確認すること。ただし、過去に本給付金を受給したことがある者が申請者の場合であっても、対象講座を受講する者が過去に給付を受けていない場合には、本給付金を支給することが可能であるので留意すること。

- (2) 対象講座指定申請書に記載された講座の受講開始日および受講期間については、受講施設に確認すること。

- (3) 必要に応じ受講施設に対して、受講期間や受講時間、受講料等カリキュラムのわかるもの提出させるものとする。

## 4 支給額算定の留意事項

当給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために本人が支払った費用（以下、「受講経費」という。）に基づき算定することとなるが、この算定について

は、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 受講経費の対象は、受講施設の長が証明する受講施設に対して支払われた入  
学料（対象講座の受講の開始に際し、当該受講施設に納付する入学金または登  
録料）、受講料（受講に際して支払った受講費、教科書代および教材費）および  
上記経費の消費税とする。
- (2) 受講経費の対象除外経費は、次の経費とする。
  - ア 高等学校卒業程度認定試験の受験料
  - イ 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
  - ウ 講座の補講費
  - エ 受講施設が実施する各種行事参加に係る費用
  - オ 学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用
  - カ 受講のための交通費
- (3) 算定した交付額に端数が生じた場合、小数点以下を切り捨てて整数とする。
- (4) 入学料および受講料を一括払いで支払った場合または分割払いで支払った場  
合等のいずれの場合でも、受講者が支払った費用として受講施設の長が証明する  
額を対象とする。
- (5) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の  
クレジット会社に対する分割払い手数料（金利）は受講経費に該当しない。
- (6) 本給付金を受けようとする者が、支給申請時点で受講施設に対して未納とな  
っている入学料または受講料は対象とならない。

## 5 受講開始日および受講終了日

### (1) 受講開始日

受講開始日は、通学制の場合は対象講座の所定開講日（必ずしも本人の出席第  
1日目とは限らない）、通信制（通信制に準ずるものを含む。）講座の場合は受講  
申込み後、初めて受講施設が教材の発送等を行った日であって、いずれも受講施  
設の長が証明する日とする。

### (2) 受講終了日

受講終了日は、受講施設の長が、受講者の受講実績等修了認定基準に基づいて  
受講者の受講修了を証明する日とする。

## 6 受講修了証明書および受講経費に係る領収書

(1) 受講修了証明書

受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講の修了を認定した場合に発行されるものとする。受講の修了とは、受講した講座（科目）の全てを修了することであるので、留意すること。

なお、記載事項について訂正のある場合、受講施設の長の訂正印のないものは、無効とする。

(2) 受講に係る領収書

受講施設の長が、受講者本人が支払った受講経費について発行した領収書とする。

なお、受講者がクレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行った場合は、クレジット契約証明書（クレジット伝票の受講者用控に施設が必要事項を付記したものを含む。）とすること。

(3) 領収書（またはクレジット契約証明書）には、次の事項が記載されていることを確認すること。

- ア 受講施設の名称
- イ 受講者（支払者）氏名
- ウ 領収額（またはクレジット契約額）
- エ 領収日（またはクレジット契約日）
- オ 領収印

(4) 領収書（またはクレジット契約証明書）の確認にあたっては、発行の対象となった対象講座と領収額の根拠を特定する必要があることから、次の事項が付記されていることを確認すること。

- ア 対象講座名
- イ 領収額の内訳（入学料と受講料のそれぞれの額）

(5) 領収書に訂正のある場合、受講施設の訂正印のないものは無効であること。

(6) 受講経費に係る領収書については、確認後、原則として、本人に返却すること。ただし、本人の了承を得て写しを取っておくこと。

7 審査委員会の設置

受給要件等の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性

について考慮して判定することができるものとする。

## 8 対象者

(1) 事業実施要綱第4条の「市内に住所を有するひとり親家庭の親およびひとり親家庭の児童」とは、住民登録の有無により判断するが、DV被害者でやむを得ない理由により住民登録が出来ない者からの申請については、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」等の添付により十分確認のうえ対象者とする。

(2) 同第4条の「同様の所得水準にあること」とは、公的年金の受給または18才以上の児童を有していることにより児童扶養手当の受給資格のない者であつて、当該母子家庭の母および父子家庭の父が受給している年金額等を含めた所得が児童扶養手当所得制限限度額未満の者をいう。

また、児童扶養手当の受給状態においては、受講対象講座指定申請時および給付金申請時において、全部支給停止ではない者とする。(ただし、扶養義務者の所得による全部支給停止の場合を除く。)

## 9 周知・広報等

(1) 市は、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど、ひとり親家庭の親または児童の就業を支援するものとする。

(2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う受講施設の協力が不可欠であり、本事業について受講施設が必要な情報については、積極的に提供するものとする。